



Title	福井県金津方言の終助詞「マ」「ヤ」「ノ」：行為要求表現のテ形に接続する場合を中心に
Author(s)	馬場, 瞳
Citation	阪大社会言語学研究ノート. 2024, 20, p. 21-42
Version Type	VoR
URL	<a href="https://doi.org/10.18910/100649">https://doi.org/10.18910/100649</a>
rights	
Note	

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

## 福井県金津方言の終助詞「マ」「ヤ」「ノ」 —行為要求表現のテ形に接続する場合を中心に—

馬場 瞳

### 【要旨】

本稿では、福井県金津方言における終助詞「マ」「ヤ」「ノ」について、これらの終助詞がすべて接続可能な行為要求表現のテ形に焦点を当てて分析を行う。①タイミング、②矛盾の有無、③発話状況、④話し手・聞き手の意向、の、4つの観点によって分析の枠組みを構成し、終助詞「マ」「ヤ」「ノ」を分析した。各終助詞の特徴をまとめると以下の通りである。

「マ」は、行為を実行しない聞き手に対する異議申し立てと同時に、テ形に接続すると、発話後もその行為の改善は見られないだろうという話し手の諦観を含意する。

「ヤ」は、話し手の意向と矛盾する意向が聞き手にあるという疑念または事実が話し手にあることを前提として、行為の実行を念押しする場合、あるいは、話し手の意向と矛盾する聞き手の意向に対して強く異議を申し立てる場合に使用される。

「ノ」は、話し手の意向と矛盾する聞き手の意向を前提とせずに行行為の実行を念押しする場合、あるいは、現実の状況や聞き手の意向を話し手の意向と一致するものに修正するよう説得する場合に使用される。

【キーワード】金津方言、終助詞、発話状況、発話機能

### 1. はじめに

福井県金津方言<sup>1)</sup>（以下金津方言）では終助詞「マ」「ヤ」「ノ」が後接した動詞のテ形が行為要求表現の一つとして使用される。行為要求表現とは「いわゆる“命令”の表現」にあたる積極的行為要求の表現と、「いわゆる勧誘・勧奨などの“すすめ”の表現、および、希望・依頼などの表現」にあたる消極的行為要求の表現からなる要求表現のことである（国立国語研究所 1960）。この行為を要求する表現として、金津方言には、動詞のテ形の他にも多数の形式が存在する。以下、用例をあげる際には、行為指示形式・終助詞部分のみカタカナで金津方言を記し、その他の部分は理解の便を考慮して共通語で表記する。終助詞を使用しない場合はゼロ形式として「ø」で表す。また文法的に不適格なものには「\*」、語用論的に不適切なものには「#」、不自然なものには「?」を付す。

- |                             |            |
|-----------------------------|------------|
| (1) しゃべってないで早くシロ {ø/マ/ヤ/*ノ} | <動詞の命令形>   |
| (2) しゃべってないで早くシテ {ø/マ/ヤ/ノ}  | <動詞のテ形>    |
| (3) しゃべってないで早くシネ {ø/マ/ヤ/ノ}  | <動詞の連用形+ネ> |

1) 2004 年 3 月に坂井郡芦原町と同郡金津町が合併し現在のあわら市となった。本研究での金津方言とは旧金津町の地域で用いられていることとする。

(4) しゃべってないで早くショウ {ø/\*マ/ヤ/ノ} <動詞の意志形>

(1)～(4)のように金津方言では動詞のテ形に加え、行為要求表現として動詞の命令形、動詞の連用形+ネ、動詞の意志形の計4つの形式が使用され、またこれらの形式にもそれぞれ終助詞「マ」「ヤ」「ノ」の接続が可能である。ただし動詞の命令形には「ノ」が、動詞の意志形には「マ」がそれぞれ文法的に使用できず、また動詞の連用形+ネのゼロ形式には違和感が生じる。

本稿は、ゼロ形式、終助詞「マ」「ヤ」「ノ」がすべて使用可能な動詞のテ形に着目し、金津方言における行為要求表現の分析に適した枠組みを提案するとともに、ゼロ形式および各終助詞が接続したときの特徴を明らかにすることを目的とする。以下2節では、行為要求表現に関する先行研究についてまとめ、3節では各終助詞の統語的特徴について取り上げる。続く4節では、それらを踏まえて「マ」「ヤ」「ノ」、及びゼロ形式のそれぞれの機能や用法を明らかにする。そして5節でそれらの異同について総合的に記述し、6節で今後の課題を述べる。

## 2. 先行研究

行為要求表現に関しては、多数の研究が行われてきた。本節では、まず2.1で金津方言と同じく行為要求表現に「マ」「ヤ」が接続する北陸の方言を扱っている井上（1995）、今尾（2003）についてまとめ、2.2ではその他の終助詞が接続する方言の研究である渋谷（2003）、牧野（2009）についてその分析の観点を取り上げる。続く2.3では、方言だけでなく共通語にも通ずる行為要求表現の分析を行っている井上（1993）と小西他（2022）をまとめる。

### 2.1. 北陸方言における行為要求表現に接続する「マ」「ヤ」

井上（1995）では富山県砺波方言における「マ」「ヤ」の基本的な意味・機能を明らかにしている。「マ」「ヤ」は命令文にのみ接続する終助詞であり、その意味の違いは「命令文+ヤ」は念押し的な命令であり、<話し手の意向>と<聞き手の意向／現実の状況>との間にギャップはないはずであるという想定のもとで用いられ、「命令文+マ」は、<話し手の意向>と<聞き手の意向／現実の状況>との間にギャップがあるという想定のもとで、後者を前者に合致させるよう要求する命令文であるとしている。

今尾（2003）は福井県鯖江市方言における命令表現に用いられる終助詞「マ」「ヤ」の使い分けについて分析している。その中で命令表現を下位分類した一つである禁止用法では、動作・行為が実現していない状況で事前に禁止する事前禁止の場合は「ヤ」を文末上昇のイントネーションで、既に実現した状況でその続行を禁止する事後禁止の場合は「マ」「ヤ」を低く押さえたままのイントネーションで発話することによって、使い分けていると明らかにした。

### 2.2. 他方言における行為要求表現に接続する終助詞

渋谷（2003）は山形市方言における命令形に接続する終助詞「ナ」「ヨ」「ネ」について、命令形単独使用の場合と比較しながら分析している。聞き手が当該動作を実行することを

計画しているのは誰か、話し手は命令文を発する前に聞き手が動作を行う可能性をどのように想定しているか、聞き手が当該動作を行うことを話し手および聞き手は希望しているか、当該発話の前に同種の行為指示がすでに現れているか、否定命令文にすでに進行中の動作をとどめることを要求する続行阻止の用法があるか、という5つの観点から分析を行い、命令形単独使用の場合とそれぞれの終助詞に関してそれらの意味・機能を明らかにした。

牧野（2009）は大阪方言の命令形のゼロ形式、命令形に接続する終助詞「ヤ」「ナ」の意味について、発話機能を以下の4つに下位分類し分析している。

【非聞き手利益命令】話し手が聞き手に実行の選択権を想定しておらず聞き手に利益もない事柄の行為指示

【聞き手利益命令】話し手が聞き手の選択権を想定していないが行為による利益が聞き手にある行為指示

【依頼】聞き手に選択権を認めているが聞き手に利益はない行為指示

【勧め】聞き手に選択権を認めており聞き手に利益もある行為指示

牧野はゼロ形式、終助詞「ヤ」「ナ」の基本的な意味とともに、終助詞の「ヤ」は発話機能を命令寄りに、「ナ」は依頼や勧め寄りに微調整を行うという談話的な機能を持つことを明らかにした。

### 2.3. 行為要求表現の記述・対照のための調査

井上（1993）は命令文の機能を「タイミング考慮／非考慮」、「矛盾考慮／非考慮」の観点から分析している。

(5) a. 1時になりましたから仕事を始めてください

b. 1時に（なったら）仕事を始めてください

(5a)のように、動作実行のタイミングが確定条件として表されるような「現在動作実行のタイミングにある」ことを前提にして発せられる命令文が「タイミング考慮の命令文」、(5b)のように、動作実行のタイミングが仮定条件で表せるような「現在動作実行のタイミングにない」ことを前提として発せられる命令文が「タイミング非考慮の命令文」とされる。

(6) a. ちょっと。写真をとるんだから、動かないで

b. はい、写真をとるから、動かないで

(6a)は、「写真をとる時には動かない」という話し手側のスクリプト<sup>2)</sup>に反しているために聞き手に異議を申し立てるというニュアンスが生じる。こうした「話し手側のスクリプトPと矛盾することがら～Pが存在する」ことを前提にして発せられる命令文が「矛盾考慮の命令文」とされる。対して(6b)は、「これ以降動かない」よう聞き手の注意を促すだけの命令文であり、異議申し立てのニュアンスはない。こうした「～Pが存在しない」ことを前提にして発せられる命令文が「矛盾非考慮の命令文」とされる。なお、井上のいう「命令文」とは、命令形述語文とテ形述語文を一括して指すものである。本稿でも、「命令文」という

2) 井上（1993）によると、スクリプトとは、実行すべき動作の内容と動作実行のタイミングの二つの要素からなる一種の筋書きのこと。

用語を行為要求表現のテ形を指すものとして使用し、話し手側のスクリプトを「P」で表す。

小西他（2022）では日琉諸方言の行為要求表現の記述・対照のために「形式の確認」「発話機能と形式の対応」「発話の状況と形式の対応」「周辺的用法」からなる調査票を作成し、それを使用した調査の結果を述べている。「発話の状況と形式の対応」では、井上（1993）、高木（2009a、2009b）、田川（2019）をもとに、話し手が聞き手にどのようなタイミングで当該行為を要求しているか、発話時の発話場の状況が話し手が求める事態と整合しているかという観点から、〔確認的指示1〕〔現場指示〕〔違反矯正〕〔非難〕〔確認的指示2〕〔愚痴〕の6つの項目を立て分析を試みている。

以下、本稿では、上にまとめた先行研究のうち、牧野（2009）で分類された発話機能や、小西他（2022）の発話状況等を分析の枠組みとしつつ、金津方言のテ形に接続する終助詞の機能・用法を記述する。分析の枠組みについては4.1であらためて述べる。

### 3. 統語的特徴とイントネーション

本節では、テ形に接続する終助詞についてその機能・用法を具体的に分析する前に、テ形を含めたそれぞれの文タイプとの共起関係や、そのイントネーション面での特徴を整理しておく。

まず終助詞「マ」「ヤ」「ノ」と共起する文タイプをそれぞれ確認していく。「マ」「ヤ」は、動詞のテ形をはじめとする行為要求表現にのみ接続可能である。((1)～(4)再掲)

- (7) しゃべってないで早くシロ {ø/マ/ヤ/\*ノ} <動詞の命令形>
- (8) しゃべってないで早くシテ {ø/マ/ヤ/ノ} <動詞のテ形>
- (9) しゃべってないで早くシネ {ø/マ/ヤ/ノ} <動詞の連用形+ネ>
- (10) しゃべってないで早くショウ {ø/\*マ/ヤ/ノ} <動詞の意志形>

一方、「ノ」は、行為要求表現だけでなく平叙文にも使用できる、より汎用性の高い終助詞である。

- (11) 明日は晴れや {\*マ/\*ヤ/ノ} <平叙文>
- (12) 今日のご飯おいしかった {\*マ/\*ヤ/ノ} <平叙文>

加えて「ノ」は、間投助詞としての使用や自立語的な使用も見られる。

- (13) 今日ノ、友達とノ、遊びに行ってノ…
- (14) 明日一緒にご飯食べるよノ、ノ、ノ

また、「マ」「ヤ」「ノ」はそれぞれ互いに共起しない。

- (15) しゃべってないで早くシテ {\*マヤ/\*マノ/\*ヤマ/\*ヤノ/\*ノマ/\*ノヤ}

したがって、金津方言における動詞のテ形には、終助詞がつかない場合、終助詞「マ」が接続する場合、終助詞「ヤ」が接続する場合、終助詞「ノ」が接続する場合の4つの形式がある。また、終助詞が互いに共起しないことから、「マ」「ヤ」「ノ」はそれぞれ異なる特徴を持つと考えられる。

次に、イントネーションについて述べる。沖（2017）は、命題内容全体に対する話し手の見方と文成立にかかるムード（文法的意味）性とを備えた終助詞が豊富に存在し、さらに話し手の意図の表現のひとつである文末イントネーションが同時に選択されることで、終

## 福井県金津方言の終助詞「マ」「ヤ」「ノ」

助詞が日本語方言において、文法的、談話的意味を多彩に展開する機能を果たすと述べている。金津方言でも、終助詞間の使い分けのみならず、文末イントネーションによる区別が存在する。以下の図は、終助詞「ヤ」がテ形に接続した場合（ここでは「宿題シテヤ」）を例とした、文末イントネーションの音の高さの変化を Praat を用いて表したものである。

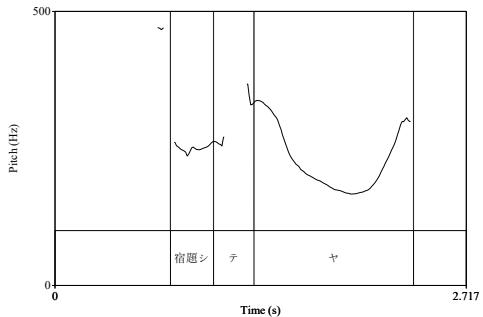


図 1 文末が上昇してうねるイントネーション

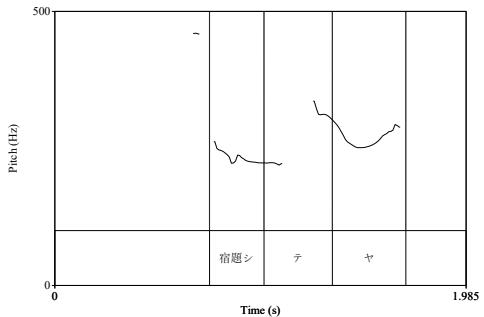


図 2 文末が上昇するイントネーション

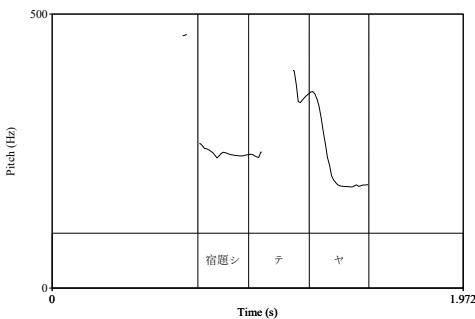


図 3 文末を押されたままのイントネーション

この図のように、金津方言において終助詞がテ形に接続した場合の文末イントネーションには3つのパターンがある。本稿では、図1を「文末が上昇してうねるイントネーション」、図2を「文末が上昇するイントネーション」、図3を「文末を押されたままのイントネーション」とする。以下に示す用例では、文末が上昇してうねるイントネーションの場合は「終助詞に波線を引いた↑」、文末が上昇するイントネーションの場合は「↑」、文末を押されたままのイントネーションの場合は「↓」で示す。また、以下、それぞれのイントネーションに言及する場合には、文末が上昇してうねるイントネーションを「うねるイントネーション」、文末が上昇するイントネーションを「上昇イントネーション」、文末を押されたままのイントネーションを「押されたイントネーション」とする。

「マ」は押されたイントネーションのみであるが、「ヤ」「ノ」は3つのイントネーションで使用される。

- (16) 早く宿題ヤッテ [マ↓]
- (17) ちゃんとテツダッテ [ヤ↑／ヤ↑／ヤ↓]
- (18) 掃除忘れずにシテ [ノ↑／ノ↑／ノ↓]

#### 4. 終助詞の機能と用法

本節では、4.1で本稿で用いる終助詞の機能・用法の分析の枠組みについて検討し、4.2でそれを踏まえた終助詞の特徴を先にまとめて提示する。次いで、4.3では「マ」、4.4では「ヤ」、4.5では「ノ」、4.6ではゼロ形式（ø）のそれぞれについて、用いられるイントネーションごとに記述を行う。

##### 4.1. 分析の枠組み

本稿ではおもに、①タイミングと②矛盾の有無を考慮して構成した③発話状況から構成される、表1の分析の枠組みを使用する。これは、①タイミング、②矛盾の有無については井上（1993）の「タイミング考慮／非考慮」、「矛盾考慮／非考慮」の観点を採用し、③発話状況については、それらを踏まえた小西他（2022）の分析項目を参照しつつ、その中の〔非難〕の項目をさらに下位分類したものである。これらの項目は、基本的に、上のものから下のものへと、行為指示が行われるタイミングの時系列にそって配列した。なお、表中の用例

表1 行為指示<sup>3)</sup> の発話状況

発話状況	指示のタイプ
確認的指示1	行為の実行／非実行のタイミングに先立って指示する。 例) 今日市役所にちゃんとイッテ [ヤ]
タイミング前非難	行為の実行／非実行が期待されているのに達成しなさそうな聞き手に対し、その実行／非実行のタイミングの前に非難する。 例) (1時に、1時半に仕事を始めてと言われて) たまには2時までヤスマセテ [ノ]
現場指示	行為の実行／非実行の開始のタイミングで指示する。 例) 2時になったから仕事ハジメテ [ヤ]
違反矯正	行為の実行／非実行が期待されているタイミングが過ぎているのに達成されていない状況で指示する。 例) (ゆっくりしている聞き手に対し) 遅刻するから早くタベテ [ノ]
タイミング有非難	行為の実行／非実行が期待されているのに達成しなかった聞き手に対し、次の機会での実行／非実行のタイミングが存在することを前提に、実行／非実行のタイミングを終えた後に非難する。 例) 発表する時はもっとはっきりシャバッテ [マ]
タイミング無非難	行為の実行／非実行が期待されているのに達成しなかった聞き手に対し、次の機会での実行／非実行のタイミングが存在しないことを前提に、実行／非実行のタイミングを終えた後に非難する。 例) (締め切りが過ぎたレポートに対して) ちゃんと昨日のうちにダシテ [ヤ]
確認的指示2	行為の実行／非実行が期待されているのに達成しなかった聞き手に対し、その実行／非実行のタイミングを終えた後に、次の機会での実行／非実行を指示する。 例) (課題を出し忘れた子どもに) 次は忘れずに提出シテ [ヤ]
愚痴	行為の実行／非実行が期待されているのに達成しなかった人とその事態について、当該人物がいない場で独言として非難する。 例) (話し手しかいない状況で) ほんとに、ちゃんと洗濯物はトリコンデ [マ]

3) 本稿における行為指示には、発話機能を下位分類した【非聞き手利益命令】【聞き手利益命令】【依頼】【勧め】のすべてを含んでいるものとする。

の終助詞は、便宜的に選択したものである。

金津方言のテ形による行為要求表現を分析するためには、その他、④話し手・聞き手の意向の観点も必要である。これは、話し手と聞き手の意向のうち、どちらの意向を聞き手に認識させることで行為を要求しているかという観点である。この観点を用いる場合は、話し手および聞き手の意向が、聞き手が当該行為を行うことを望んでいる場合は「+」、望んでいない場合は「-」とし、左側に話し手、右側に聞き手の意向を、用例の末尾にまとめて記載する。例えば、聞き手が当該行為を実行することを、話し手の意向としては望んでいるが、聞き手は望んでいないと話し手が想定する場合は「+-」となる。以下の(19)(20)の用例で確認しておこう。接続する終助詞は、ここでも便宜的に選択した。

(19) 約束通り明日迎えにキテ [ヤ] (++)

(20) 言い訳してないで早くシテ [ノ] (+-)

(19)では、聞き手が明日迎えに来るという行為を行うことを、行為要求の発話をしている話し手が望んでいるのはもちろん、聞き手が話し手と約束をしていることから、聞き手も当該行為を実行することを受諾すると話し手が想定している発話となる。一方(20)は、聞き手が早く行為を行うことを話し手は望んでいるが、聞き手は話し手に対し言い訳をしていることから、聞き手は当該行為を実行することを望んでいないと話し手が想定している発話となる。それぞれの終助詞が使用できるか否かは、(19)のような話し手と聞き手の意向の双方が聞き手の当該行為の実行を望んでいる場合か、あるいは(20)のような聞き手の当該行為の実行を話し手の意向としては望んでいるが聞き手の意向としては望んでいない場合かによって決まるところがあるので、本稿ではこれを第4の観点として分析の枠組みに組み込むことにする。この観点は、①～③の観点とは独立した観点である。

#### 4.2. 終助詞の機能・用法一覧

結論を先取りし、4.1で述べた枠組みを用いて各終助詞の機能・用法面での特徴を整理すると、表2のようになる。表2はおもに、③発話状況と④話し手・聞き手の意向によって整理したが、④については、本稿では(++) (+-)のみを取り上げるため、話し手が想定する聞き手の意向が「+」と「-」のどちらであるかによって項目を分ける。また、発話状況のそれぞれの項目が、①「タイミング考慮／タイミング非考慮」、②「矛盾考慮／矛盾非考慮」のそれぞれどちらにあてはまるのかもあわせて示している。それぞれの終助詞については、それにかぶさるイントネーションごとに示した。

なお、〔タイミング無非難〕と〔愚痴〕の違いは、表2の枠組みからは把握できない。両者の違いは「ノ」が使用できない理由に現れるが、その詳細は4.5.2で述べる。またゼロ形式と終助詞「マ」「ヤ」「ノ」の違いは、発話状況によるものではなく、文脈的な前提の有無である。そのため表2ではゼロ形式については取り上げていない。ゼロ形式については、4.6で詳述する。

次節から、終助詞ごとに詳しく分析していく。具体的には、それぞれの終助詞が使用される発話状況、使用されない発話状況、使用される場合に生じるニュアンス、当該終助詞を使用して行為指示を行う際の話し手・聞き手の意向などを分析することによって、その機能や

表 2 「マ」「ヤ」「ノ」の機能・用法的特徴

	発話状況								話し手・ 聞き手の 意向	
	確 認 的 指 示 1	タ イ ミ ン グ 前 非 難	現 場 指 示	違 反 矯 正	タ イ ミ ン グ 有 非 難	タ イ ミ ン グ 無 非 難	確 認 的 指 示 2	愚 痴	聞 き 手 +	聞 き 手 -
タイミング考慮			○	○						
タイミング非考慮	○	○			○	○	○	○		
矛盾考慮		○		○	○	○		○		
矛盾非考慮	○		○				○			
マ					○	○		○		
ヤ↑	○		○				○			○
ヤ↑	○		○				○		○	○
ヤ↓		○		○	○	○		○		
ノ↑	○		○							○
ノ↑	○		○						○	○
ノ↓		○		○	○					

用法を明らかにすることを試みる。なお、以下に挙げる例文のうちのいくつかは、井上(1993)のものに一部修正を加えて作成した。

#### 4.3. マ

##### (a) 「マ」が使用される発話状況

「マ」は、発話状況が〔タイミング有非難〕、〔タイミング無非難〕、〔愚痴〕といった、聞き手に異議を申し立てる矛盾考慮の命令文でのみ使用される。例えば次の(21)(22)の用例を見てみよう。

- (21) (まだ今日の分の課題に手をつけていない聞き手に対し) 早く課題ヤッテ [マ]
- (22) (片付けるよう言い聞かせていたにもかかわらず散らかしたままの聞き手に対し)  
遊んだらちゃんとカタヅケテ [マ]

(21)は、早く課題をしてほしいという話し手の意向に反して、聞き手が当該行為を実行していないという状況で発せられたものであるが、そのような状況では「マ」が使用できる。(22)も同様の例である。

##### (b) 「マ」が使用されない発話状況

一方、次のような、【依頼】や【勧め】の発話の場合には「マ」は使用されない。

- (23) 代わりにこれヨンデ [#マ] 【依頼】
- (24) よかったらこれタベテ [#マ] 【勧め】

これは、例えば(23)の【依頼】の場合、読むか否かは聞き手に選択権があることを前提とした発話であり、異議申し立てといったニュアンスが生じる余地がないためである。(24)も同様である。

同様に、話し手・聞き手の意向に関しても、聞き手が当該行為を行うことを話し手も聞き手も望んでいるという、矛盾が生じていない状況では、異議申し立ての意味合いを含む「マ」は使用が不可能となる。

(25) おいしかったらもっとタベテ [#マ] (++)

(26) (食べ放題の店で) そんなにたくさん取ってきて、全部タベテ [#マ] (++)

(25)は、聞き手がもっと食べるという行為を実行することを、行為を要求している話し手はもちろん、おいしいということを前提としていることから聞き手も当該行為の実行を受諾すると話し手が想定しているという状況である。(26)も同様に、聞き手がたくさん取ってきたことを前提にした発話であり、話し手は当該行為の実行を望んでおり、聞き手もそれを受諾するだろうと話し手が想定しているという例である。この場合は、「マ」の使用は不適切となる。

(c) 「マ」の表す「諦観」の意味

上の(a)と(b)を合わせると、「マ」は、聞き手が当該行為を行うことを話し手は望んでいるが、聞き手は望んでいないと話し手が想定している、発話状況が【タイミング有非難】、【タイミング無非難】、【愚痴】の場合に使用されるということになる。

(27) (洗濯物を取り込み忘れた聞き手に対し) 雨が降ったら洗濯物トリコンデ [マ]  
(+ -) [タイミング有非難]

(28) (留年した聞き手に対し) ちゃんと4年で卒業シテ [マ] (+ -)  
[タイミング無非難]

(29) まったく、真面目にトリクンデ [マ] (+ -) [愚痴]

ただし、「マ」は矛盾考慮の命令文に使用されるが、矛盾考慮の命令文であれば必ず「マ」が接続できるというわけではない。「マ」には行為を実行しない聞き手に対する異議申し立てと同時に、テ形に接続すると、もうひとつ、発話後もその行為の改善は見られないだろうという話し手側の諦観の意味合いが含まれるからである。例えば(27)では、洗濯物を取り込むのはあくまで話し手であり、その行為をしなかった聞き手に対して話し手は異議を申し立てながらも、行為が実行されることはないだろうと考えているという発話となる。また、(28)は、4年での卒業を期待されていたにもかかわらず留年が決定した聞き手に対する発話、(29)は、真面目に取り組むことを期待されていたのに実行しなかった聞き手に対する異議申し立てを、聞き手に向かってではなく独り言として発した発話である。こうした(28)の、4年で卒業するという行為を次の機会で実行することは不可能であるような【タイミング無非難】や、(29)の、聞き手に対して行為を要求するものではなく、行為の改善は見られないことを前提としている【愚痴】の場合は、当該行為が今後実行されることはないだろうという諦観が表れる「マ」と特に相性が良い。

このように「マ」は、最終的に聞き手が要求された行為を実行することはないだろうとい

う諦観を含んで使用されるため、矛盾考慮の命令文であるがその場での行為の実行／非実行を求められるタイミング考慮の命令文でもある〔違反矯正〕の場合は、語用論的に使用が不自然となる。

(30) (急ぐ様子のない聞き手に対し) 電車に乗り遅れるからイソイデ [?マ]

〔違反矯正〕

(30)は、聞き手が急いでほしいという話し手の意向に反した態度でいる状況だが、急ぐという行為の実行をその場で要求している発話でもある。そのため発話後も急いではくれないだろうという聞き手に対する話し手の諦観が含意される「マ」は、行為の改善を求めるタイミング考慮の命令文である〔違反矯正〕では使用が不自然になる。

また発話状況が〔タイミング有非難〕の場合でも、嘆願や説得のニュアンスが強く生じる命令文では「マ」の使用が不自然となる。これは言い換えれば、行為による利益が聞き手にあると考えられる【聞き手利益命令】の命令文であると言える。

(31) (風邪をひいた時に食事をしようとしなかった聞き手に対し) 風邪をひいても少しでもいいからタベテ [?マ] 〔タイミング有非難〕

(31)は、食事をしなかった聞き手に対する異議申し立てと同時に、今後風邪をひいた際は少しでもいいから食べてほしいという、聞き手に配慮しているため当該行為の実行を嘆願しているというニュアンスが生じる。そのため当該行為は実行されないだろうという話し手の諦観を含む「マ」は、聞き手に利益がある場合の発話で使用すると不自然になる。さらに、説得のニュアンスが伴う命令文として、タイミング非考慮かつ矛盾考慮の命令文である〔タイミング前非難〕の場合でも「マ」は使用できない。次の(32)の用例を見てみよう。

(32) (1時に、1時半に仕事を始めてと言われて) たまには2時までヤスマセテ [#マ] 〔タイミング前非難〕

これは、2時まで休みたい話し手と、1時半に仕事を始めてほしいと聞き手という、聞き手の意向と矛盾する意向を話し手は持っているが、動作を実行するタイミングに先立って異議を申し立てるというタイミング非考慮の命令文である。(32)の例では、話し手の意向に矛盾する、仕事を始めるという聞き手の意向が動作として実行されるのは、1時半以降という状況である。つまり、発話時の段階では、話し手の意向に矛盾する状況が、現実の状況としてはまだ確立していないということとなる。この場合には「マ」は使用されない。

#### (d) まとめ

以上、「マ」の機能・用法をまとめると、次のようになる。

- ・ 〔タイミング前非難〕で使用されないことから、話し手のスクリプト P と矛盾する～P が現実の状況として必ず存在することを前提とする、つまり、現実の状況～P に重点を置く。
- ・ テ形に接続すると諦観のニュアンスが生じる。

#### 4.4. ヤ

次に、「ヤ」について見てみよう。最初にイントネーションを考慮に入れ、4.4.1で「ヤ↑

／ヤ↑」を、4.4.2で「ヤ↓」を取り上げたあと、4.4.3で「ヤ」の特徴を整理する。なお、4.4.1で「ヤ↑／ヤ↑」をまとめて取り上げるのは、どちらも矛盾非考慮の命令文でのみ使用され、その違いは発話状況にではなく、話し手・聞き手の意向のあり方のみに現れるからである。

#### 4.4.1. ヤ↑／ヤ↑

##### (e) 「ヤ↑／ヤ↑」が使用される発話状況

まず「ヤ」がうねるイントネーション、上昇イントネーションで使用されるのは、〔確認的指示1〕、〔現場指示〕、〔確認的指示2〕の矛盾非考慮の命令文である。この場合は、事前にある行為を要求されているという前提のもと、聞き手の現状や過去の行動実績により聞き手が当該行為を実行しないという可能性が生じているためその行為の実行を念押しする、という意味合いとなる。まず、〔確認的指示1〕、〔現場指示〕の例を見てみよう。

(33) (話半分に聞いている聞き手に) 明日市役所にちゃんとイッテ [ヤ↑／ヤ↑]

〔確認的指示1〕

(34) 約束通り2時になったから仕事ハジメテ [ヤ↑／ヤ↑] 〔現場指示〕

(33)は、話半分に聞いている聞き手の現状を見て、市役所に行くという行為が実行されないかもしれないという疑念を、(34)は、発話時あるいは発話前の聞き手の言動から仕事を始めるという行為が実行されないかもしれないという疑念を抱いていることを前提として、当該行為の実行を念押しする命令文となる。一方、次の(35)は、聞き手が行為の実行／非実行が期待されているのに達成しなかったことを前提として、次の機会での当該行為の実行を念押しする〔確認的指示2〕の例である。

(35) (課題を出し忘れた子どもに) 次は忘れずに提出シテ [ヤ↑／ヤ↑]

〔確認的指示2〕

これは、聞き手が当該行為を実行しないかもしれないという話し手の懸念が、現実の状況として存在した、話し手の意向とは矛盾する聞き手の意向に基づいたものとなっている。まとめると、(33)(34)は発話時に聞き手の意向が～Pであるという疑念を、(35)は聞き手の過去の振る舞いが～Pであったという話し手の認識をもとにしているため、聞き手の意向が～Pであったという事実を前提として発せられた命令文となる。

##### (f) 「ヤ↑」と「ヤ↑」の違い

うねるイントネーションと、上昇イントネーションの「ヤ」の使い分けは、行為の実行の念押しを聞き手に対して話し手の意向を再認識させることで行うか（ヤ↑）、聞き手の意向を再認識させることで行うか（ヤ↑）によってなされる。聞き手が当該行為を行うことを話し手も聞き手も望んでいるとする場合は、次の(36)(37)のように、うねるイントネーションと上昇イントネーションの両方が使用される。

(36) おいしかったらもっとタベテ [ヤ↑／ヤ↑] (++)

(37) (食べ放題の店で) そんなにたくさん取ってきて、全部タベテ [ヤ↑／ヤ↑]

(++)

一方、聞き手が当該行為を行うことを話し手は望んでいるが、聞き手は望んでいないと話し手が想定する場合は、(38)(39)のように、うねるイントネーションのみが使用される。

(38) 早く課題ヤッテ [ヤ↑／#ヤ↑] (+-)

(39) 明日はさぼらずに学校イッテ [ヤ↑／#ヤ↑] (+-)

したがって、(++) でも (+-) の場合でも使用されるうねるイントネーションは、聞き手に対して当該行為の実行を求める話し手の意向を再認識させることで行為を念押しし、

(++) の場合でだけ使用される上昇イントネーションは、聞き手に聞き手の意向を再認識させることで行為を念押ししているものと考えられる。例えば (++) である(37)では、聞き手に残されると話し手側が困るから全部食べてほしいという話し手の意向を伝えて念押しする場合に、うねるイントネーションが使用され、食べきれると考えて取ってきたという聞き手自身の意向を伝えることで念押しする場合に、上昇イントネーションが用いられる。先の(33)の例 ((40)として再掲) も見てみよう。

(40) (話半分に聞いている聞き手に) 明日市役所にちゃんとイッテ [ヤ↑／ヤ↑]

[確認的指示 1]

市役所に忘れずに行ってほしいという話し手の意向を強調する場合にはうねるイントネーションが、市役所に行くことを了承した聞き手自身の意向を再認識せる場合には上昇イントネーションが使用される。

(g) 「ヤ↑／ヤ↑」が使用されない発話状況

聞き手が当該行為を行うことを話し手は望んでいるが聞き手は望んでいない場合でも、発話機能が【依頼】の場合は「ヤ↑／ヤ↑」の使用は不自然となる。

(41) 明日頼むからテツダッテ [?ヤ↑／?ヤ↑] (+-) [確認的指示 1]

(42) お願いだからカワッテ [?ヤ↑／?ヤ↑] (+-) [現場指示]

(41)は手伝うという行為を、(42)は代わるという行為を実行するか否かの選択権は聞き手に委ねられており、さらにそれらの行為の実行が聞き手に対して利益をもたらすわけではない。しかし「ヤ↑／ヤ↑」が接続すると、聞き手に利益がなく、選択権も聞き手に認めているという当該行為を、選択権は話し手側にあるという態度で強く要求するニュアンスが生じてしまうため、この場合の使用は不自然となる。このように【確認的指示 1】や【現場指示】であったとしても、聞き手に対する強い要求の意味合いが生まれるため、発話機能が【依頼】での「ヤ」の使用は見られない。

(h) まとめ

以上、「ヤ↑／ヤ↑」の機能・用法をまとめると、次のようになる。

- ・ 話し手が、発話時の段階で、聞き手に～P の意向があるのではないかと疑念を抱いていることを前提とし、話し手が行為の実行を聞き手に強く要求している命令文で使用される。
- ・ 話し手が、発話時の段階で、聞き手に～P の意向があったという事実を前提とし、話し手が行為の実行を聞き手に強く要求している命令文で使用される。

#### 4.4.2. ヤ↓

(i) 「ヤ↓」が使用される発話状況1：「マ」と対比して

矛盾考慮の命令文である〔タイミング前非難〕、〔違反矯正〕、〔タイミング有非難〕、〔タイミング無非難〕、〔愚痴〕の場合は、押されたイントネーションで「ヤ」が使用される。

(43) (1時に、1時半に仕事を始めてと言われて)たまには2時までヤスマセテ〔ヤ↓〕  
〔タイミング前非難〕

(44) (急ぐ様子のない聞き手に対し)電車に乗り遅れるからイソイデ〔ヤ↓〕  
〔違反矯正〕

(45) (洗濯物を取り込み忘れた聞き手に対し)雨が降ったら洗濯物トリコンデ〔ヤ↓〕  
〔タイミング有非難〕

(46) (留年した聞き手に対し)ちゃんと4年で卒業シテ〔ヤ↓〕〔タイミング無非難〕

(47) まったく、真面目にトリクンデ〔ヤ↓〕  
〔愚痴〕

行為の実行はなされないだろうという諦観のニュアンスが生じる「マ」に対し、「ヤ↓」の場合は当該行為を実行していない聞き手に対する純粋な異議申し立てという意味合いとなる。このことを理解するために、ここで「マ」が接続できる〔タイミング有非難〕の例と比較してみよう。((27)再掲)

(48) (洗濯物を取り込み忘れた聞き手に対し)雨が降ったら洗濯物トリコンデ〔マ〕  
〔タイミング有非難〕

「マ」が接続する(48)の場合は、洗濯物を取り込むのはあくまで話し手であり、行為が実行されることはないだろうという話し手の諦観が表れる。一方で「ヤ↓」を使用した(45)では、洗濯物を取り込むという行為の実行はあくまで聞き手に求めており、当該行為を実行しなかった聞き手に対する異議申し立てのニュアンスが強くなる。

このように「ヤ↓」には諦観が含意されないため、「マ」とは異なり、説得や嘆願のニュアンスが強い命令文でも使用される。例えば、次のような例である。まず説得のニュアンスが生じる〔タイミング前非難〕の例を見てみよう。((43)再掲)

(49) (1時に、1時半に仕事を始めてと言われて)たまには2時までヤスマセテ〔ヤ↓〕  
〔タイミング前非難〕

この場合は、2時まで休むという当該行為が実行されるのは1時半以降であるため、発話の時点では行為を実行するタイミングにまだ達していない。そのため、そのタイミングに達した時に、聞き手に行為を実行するよう求めるという説得のニュアンスが含まれる。一方、次は、嘆願のニュアンスが生じる例である。

(50) (風邪をひいて薬を飲もうとしない子どもに)ちゃんと薬ノンデ〔ヤ↓〕  
〔違反矯正〕

(51) (風邪をひいた時に食事をしようとしなかった聞き手に対し)風邪をひいても少しでもいいからタベテ〔ヤ↓〕  
〔タイミング有非難〕

(50)は薬を飲む、(51)は食事をするという、当該行為の実行が風邪を治すことにつながるという、聞き手に利益のある行為を要求している。こうした聞き手に配慮してなされる発話には、聞き手への嘆願のニュアンスが含まれる。こうした説得や嘆願が含意される発話にも、

諦観の意味合いを含む「マ」とは異なり、「ヤ↓」は使用することができる所以である。

(j) 「ヤ↓」が使用される発話状況2:「ノ」と対比して

ただし、〔違反矯正〕において、聞き手の意向と矛盾すると話し手があくまで想定しているにすぎない命令文は「ヤ↓」の使用が不可能である。

(52) (電話で親しげに挨拶を交わした後で) お父さんかお母さんにカワッテ [#ヤ↓]  
〔違反矯正〕

(52)は、話し手は聞き手に親に電話をかわることを要求しているが、聞き手が電話をかわりたくないという意向を持っているかどうかは定かではない状況での発話である。挨拶を交わすというラリーが続いたことで当該行為を要求する発話に至っているが、話し手の意向と矛盾しているとされる聞き手の意向は、あくまで話し手側の想定にすぎない。こうした矛盾した意向が話し手の想定の段階では、聞き手に対する異議申し立てのニュアンスが生じる「ヤ↓」の使用は不適切となる。

(k) 「ヤ↓」が使用される〔タイミング無非難〕

また「ヤ↓」は後述する「ノ↓」と比較すると、発話時においてすでに行為の実行のタイミングなく、かつ次に実行する機会もない命令文、つまり〔タイミング無非難〕の場合で使用されるという特徴がある。

(53) (締め切りが過ぎたレポートに対して) ちゃんと昨日のうちにダシテ [ヤ↓]

(54) (今日の会議はとても重要だった) ちゃんと話キイテ [ヤ↓]

(53)では、該当するレポートの締め切りは昨日であるため、今後そのレポートを出せる機会は存在しない。(54)も、話し手が話を聞くことを要求した会議はすでに終了し、その会議自体は次回以降にも存在しないため、話をちゃんと聞く機会はない。こうした次の機会で当該行為を実行することが不可能な場合でも「ヤ↓」は使用されるが、諦観のニュアンスが生じる「マ」とは異なり、〔タイミング無非難〕の場合でも「ヤ↓」が接続すると、純粹に当該行為を実行しなかった聞き手に対する異議申し立てという意味合いとなる。

(l) まとめ

以上、「ヤ↓」の機能・用法をまとめると、次のようになる。

- ・ 聞き手の意向～Pに重点を置いた命令文で使用される。
- ・ 話し手の意向と矛盾するとされる聞き手の意向が、話し手の想定にすぎないような場合は使用できないことから、聞き手に～Pの意向があることが前提となる。
- ・ 〔タイミング無非難〕の場合でも使用が可能なため、「マ」とは異なり発話時での現実の状況における～Pは考慮していない。

#### 4.4.3. 「ヤ」の機能

以上、「ヤ」について、うねるイントネーション、上昇イントネーション、押されたイントネーションに分類して分析を行い、以下のことを明らかにした。

- ・ うねるイントネーションと上昇イントネーションは矛盾非考慮の命令文で使用される。  
2つのイントネーションの使い分けは、行為の実行の念押しを話し手の意向を再認識させることで行うか、聞き手の意向を再認識させて行うかによるものである。(4.4.1)
- ・ 押されたイントネーションは、矛盾考慮の命令文の場合に使用される。(4.4.2)

本節ではイントネーションの違いにかかわらない、「ヤ」の共通する機能について考える。このことについて大事なのは、次の点である。

- ・ 「ヤ」は、聞き手が当該行為を実行しないという可能性があることを前提とした〔確認的指示1〕と〔現場指示〕、聞き手が当該行為を実行しなかったことを前提とした〔確認的指示2〕という、矛盾非考慮の命令文で使用される。(4.4.1)
- ・ 発話の時点で話し手が、聞き手について、聞き手の意向は～Pであるという疑念または事実があることを前提とした場合に使用される。(4.4.1)
- ・ 発話の時点で聞き手の意向～Pが存在していることが前提として使用される。(4.4.2)
- ・ 〔タイミング前非難〕、〔違反矯正〕、〔タイミング有非難〕、〔タイミング無非難〕、〔愚痴〕の矛盾考慮の命令文で使用されるが、話し手の意向と矛盾しているとされる聞き手の意向が、話し手の想定にすぎない場合では使用できない。(4.4.2)

以上の点を踏まえると、「ヤ」の機能は、「話し手のスクリプト P と矛盾する聞き手の意向～P に重点を置くこと」であると考えられる。このことを、前述の「マ」と比較することによって確認しておこう。「マ」は、発話時には現実の状況において～P が存在しない〔タイミング前非難〕では使用できなかったため、「発話時の現実の状況～P を重視している」形式であった。一方「ヤ」は、現実の状況～P が存在しない〔タイミング前非難〕での使用が可能であり、さらに、聞き手の意向～P が存在している場合にも使用が見られる。このようにして、矛盾考慮の命令文でしか使用されない「マ」に対し、「ヤ」は矛盾考慮の命令文と矛盾非考慮の命令文という、より広い範囲で使用することが可能な形式となっている。

#### 4.5. ノ

次に、「ノ」の機能・用法について記述する。「ノ」についても「ヤ」と同様に、イントネーションを考慮に入れて、4.5.1で「ノ↑／ノ↑」を、4.5.2で「ノ↓」をそれぞれ分析したあと、4.5.3で「ノ」の特徴を整理する。なお、4.5.1で「ノ↑／ノ↑」をまとめて取り上げるのは、どちらも矛盾非考慮の命令文でのみ使用され、その違いは発話状況にではなく、話し手・聞き手の意向のあり方のみに現れるからである。

##### 4.5.1. ノ↑／ノ↑

(m) 「ノ↑／ノ↑」が使用される発話状況

「ノ」がうねるイントネーション、上昇イントネーションで使用されるのは矛盾非考慮の命令文であるが、〔確認的指示1〕、〔現場指示〕の場合のみである。

(55) そいえば明日市役所にちゃんとイッテ [ノ↑／ノ↑] [確認的指示1]

(56) もう2時だから仕事ハジメテ [ノ↑／ノ↑] [現場指示]

(55)は、明日市役所に行くという行為を実行することを、(56)は仕事を始めるという行為

を実行することを、聞き手が忘れているかもしれないから当該行為の実行を念押しするという、一度聞き手に行為を指示したものの聞き手が忘れている可能性を考慮して念押しする発話となる。つまり、行為の実行を念押しするという点では「ヤ↑／ヤ↑」と同じであるが、「ノ↑／ノ↑」の場合は、「ヤ↑／ヤ↑」とは異なって、「話し手は、聞き手が当該行為を実行しないかもしれない」という懸念を抱いてはいない。したがって、聞き手の意向～Pを想定してはいない」という点が重要である。そのため「ノ↑／ノ↑」は、発話状況が【確認的指示 2】の場合には使用できない。

(57) (課題を出し忘れた子どもに) 次は忘れずに提出シテ [♯ノ↑／#ノ↑]

【確認的指示 2】

(57)は、聞き手が課題を出し忘れたという事実を根拠に、次の提出の機会にも提出しない可能性があるということを懸念して、次の機会での当該行為の実行を念押しするという発話である。

さらに「ヤ↑／ヤ↑」との違いをみるために、次の(58)(59)のような、聞き手の選択権を認める発話機能が【依頼】の例を見てみよう。(58)(59)は、手伝う、代わるという、話し手は得するが聞き手に利益はない行為を実行するか否かの選択権が、聞き手に与えられているという発話である。

(58) 明日頼むからテツダッテ [ノ↑／#ノ↑／?ヤ↑／?ヤ↑] 【確認的指示 1】

(59) お願ひだからカワッテ [ノ↑／#ノ↑／?ヤ↑／?ヤ↑] 【現場指示】

こうした【依頼】の場合でも、「ノ↑」は使用が可能である。この例で「ヤ↑／ヤ↑」の場合には、聞き手に利益がなく、選択権も聞き手に認めているという当該行為を、話し手が強く要求しているという矛盾した状況が生じてしまうため、使用が不自然になる。

#### (n) 「ノ↑」と「ノ↑」の違い

前述した(58)(59)では、「ノ↑」は使用できるが、「ノ↑」は使用できない。その違いは、「ヤ」と同様、聞き手に話し手の意向を再認識させることで行為を念押すか(ノ↑)、聞き手に聞き手の意向を再認識させることで行為を念押すか(ノ↑)、ということにある。【依頼】は、聞き手が当該行為を実行することを、話し手は望んでいるが聞き手は望んでいない発話であるため、聞き手に話し手の意向を再認識させることで行為を念押すうねるイントネーションのみが使用される。以下(60)は、聞き手が当該行為を実行することを話し手も聞き手も望んでいる例、(61)は、聞き手が当該行為を実行することを話し手は望んでいるが聞き手は望んでいないとする例である。

(60) おいしかったらもっとタベテ [ノ↑／ノ↑] (++)

(61) 早く課題ヤッテ [ノ↑／#ノ↑] (+ -)

(60)では、もっと食べてほしいという話し手の意向を聞き手に伝えて行為を念押しする場合はうねるイントネーションが、もっと食べたいという聞き手の意向を認識させて行為を念押しする場合は上昇イントネーションが使用される。(61)は、早く課題をやってほしいという話し手の意向を伝える発話であるため、うねるイントネーションのみが使用される。

(o) まとめ

以上、「ノ↑／ノ↑」の機能・用法をまとめると、次のようになる。

- ・ 話し手自身が聞き手が行為の実行を忘れているかもしれない想定した場合といった、発話時に話し手が聞き手の意向～Pを前提としていない命令文で使用される。
- ・ 【依頼】でも使用できることから聞き手に対する行為を要求する度合いを弱める。
- ・ 聞き手の過去や現在の言動から聞き手が当該行為を実行しないという懸念を話し手が抱いていない場合に使用されるため、聞き手に歩み寄って行為の実行を求める促し的な意味合いとなる。

#### 4.5.2. ノ↓

(p) 「ノ↓」が使用される発話状況

押さえたイントネーションは矛盾考慮の命令文で使用されるが、【タイミング前非難】、【違反矯正】、【タイミング有非難】の場合に限られる。

(62) (1時に、1時半に仕事を始めてと言われて)たまには2時までヤスマセテ [ノ↓]  
[タイミング前非難]

(63) (急ぐ様子のない聞き手に対し)電車に乗り遅れるからイソイデ [ノ↓]  
[違反矯正]

(64) (洗濯物を取り込み忘れた聞き手に対し)雨が降ったら洗濯物トリコンデ [ノ↓]  
[タイミング有非難]

(62)(63)(64)の例では、「マ」のように諦観のニュアンスは生じず、「ヤ↓」と同様に当該行為を実行しない聞き手に対する話し手の異議申し立てという意味合いとなる。(62)のような、あらかじめ、当該行為を実行するタイミングに達した時に聞き手にその行為の実行を求めるという説得が含意される【タイミング前非難】で使用され、(63)(64)のように【違反矯正】、【タイミング有非難】のうち嘆願のニュアンスが強い命令文で使用されるのも、「ヤ↓」と同様である。次の(65)(66)は、聞き手を心配して当該行為の実行を聞き手に要求する発話であるため、嘆願の意味合いが強くなる。

(65) (風邪をひいて薬を飲もうとしない子どもに)ちゃんと薬ノンデ [ノ↓]  
[違反矯正]

(66) (風邪をひいた時に食事をしようとしなかった聞き手に対し)風邪をひいても少しでもいいからタベテ [ノ↓]  
[タイミング有非難]

一方「ノ↓」は、「ヤ↓」とは異なり、聞き手の意向と矛盾すると話し手があくまで想定しているにすぎない【違反矯正】でも使用が可能である。

(67) (電話で親しげに挨拶を交わした後で)お父さんかお母さんにカワッテ [ノ↓]  
[違反矯正]

(67)は、聞き手が電話をかわりたくないという、話し手の意向と矛盾しているとされる聞き手の意向は、話し手側が想定しているものにすぎないという状況での発話である。こうした発話に異議申し立てのニュアンスが生じると不自然となるため、「ヤ↓」は使用できなかった。((52)再掲)

(68) (電話で親しげに挨拶を交わした後で) お父さんかお母さんにカワッテ [#ヤ↓]  
〔違反矯正〕

このように、(67)で使用が可能な「ノ↓」は、異議申し立てというより当該行為の実行を促す方に重点を置いていると考えられる。つまり、「ヤ↓」と比較すると、聞き手の意向～Pを重視していないことが分かる。

(q) 「ノ↓」が使用されない発話状況

「ヤ↓」と比べて聞き手の意向～Pを重視していないことは、発話状況が〔タイミング無非難〕の場合は「ノ↓」が使用できないことからもわかる。

(69) (締め切りが過ぎたレポートに対して) ちゃんと昨日のうちにダシテ [#ノ↓]  
〔タイミング無非難〕

(69)は、該当するレポートを期日通りに今後提出することは不可能であるという状況での発話であるため、異議申し立てのニュアンスのみが生じ、説得は含意されない。

以上のように、「ノ↓」が使用されるのは、行為を実行するタイミングにあるタイミング考慮の命令文、または現在すでに行行為を実行するタイミングになくても未来での実行は可能なタイミング非考慮の命令文でなければならない。「ノ↓」は、行為の促しというニュアンスを強める機能を持つとまとめることができよう。また、「ノ↓」が促しのニュアンスを強めるということは、発話状況が〔愚痴〕の場合は「ノ↓」が使用できないことからもわかる。

(70) まったく、真面目にトリクンデ [#ノ↓] 〔愚痴〕

〔愚痴〕は、達成されなかった当該行為に対して、当該人物がいない場で発せられる命令文である。そのため、当該行為を聞き手が実行する機会が今後存在したとしても、促す対象である人物が発話時にその場に存在しない場合には、「ノ↓」を使用することができない。つまり、〔タイミング無非難〕で「ノ↓」が使用できないのは、促した行為を実行する機会が存在しないからだが、〔愚痴〕で「ノ↓」が使用できないのは、促す人物がその場に存在しないからである。

(r) まとめ

以上をまとめると、次のような。

- ・ 「ノ↓」を下接した命令文は、行為を促す、つまり、現実の状況や聞き手の意向にある～Pを話し手の意向であるPに修正することを重視している命令文と考えられる。
- ・ 「ノ↓」は矛盾考慮の命令文において使用されるが、行為を実行する機会がない〔タイミング無非難〕、促す人物がその場にいない〔愚痴〕の場合は使用できない。

#### 4.5.3. 「ノ」の機能

以上、「ノ」について、イントネーションを考慮に入れた分析を行い、以下のことを明らかにした。

- ・ うねるイントネーションと上昇イントネーションは、矛盾非考慮の命令文で使用される。

これらのイントネーションは、前者が行為の実行の念押しを話し手の意向を聞き手に再認識させることで行う場合、後者が聞き手の意向を聞き手自身に再認識させることで行う場合に使用される。(4.5.1)

- 押されたイントネーションは矛盾考慮の命令文の場合に使用される。(4.5.2)

ここではこれらを踏まえて、イントネーションとは別に、「ノ」自身がもつ共通の機能の分析を試みる。このことを考えるために大事なことは、以下の点である。

- 一度聞き手に行行為を指示したものの聞き手が忘れている可能性を考慮して念押しする場合の、〔確認的指示1〕と〔現場指示〕という矛盾非考慮の命令文で使用される。(4.5.1)
- 発話の時点で話し手が、聞き手の意向～Pを前提とせずに行為の実行をただ促す場合に使用される。(4.5.1)
- 〔タイミング前非難〕、〔違反矯正〕、〔タイミング有非難〕の矛盾考慮の命令文では使用されるが、矛盾考慮の命令文でも、行為を実行する機会がない〔タイミング無非難〕、行為を促す対象となる人物がその場にいない〔愚痴〕の場合は使用できない。(4.5.2)
- 異議申し立てよりも、当該行為の実行を促すことを前提としている場合に使用される。(4.5.2)

以上のことを見れば、「ノ」の機能は、「聞き手の意向を話し手の意向Pに修正することに重点を置くこと」であると考えられる。このことを、「ヤ」と比較しながら考えてみよう。「ヤ」は、聞き手が当該行為を実行しなかったことを前提とした〔確認的指示2〕や、次の機会で当該行為を実行する機会がない〔タイミング無非難〕でも使用できることから、発話時の聞き手の意向～Pを重視しているとした。それに対して「ノ」は、そうした〔確認的指示2〕や〔タイミング無非難〕での使用が不可能である一方、発話機能が【依頼】の場合や、異議申し立てよりも説得のニュアンスが強く生じる場合にでも使用することができる。これは、「ノ」が、聞き手に対して話し手の意向Pに修正することを促すという意味合いを持っているからで、この特徴によって、「ノ」は「ヤ」よりも要求の度合いを弱めるものとなっている。

#### 4.6. ø (ゼロ形式)

ゼロ形式は、「話し手が聞き手に初めて行為を指示する、勧める」といった、これまで見てきたような命令文とは異なり、行為要求に関する文脈的な前提のない命令文で使用される。つまり、発話状況の種類としては、〔現場指示〕の場合のみ使用が可能である。

(71) これモッティッテ {ø/#マ/#ヤ/#ノ} [現場指示]

(72) (客に食べ物を勧めて) よかったらタベテ {ø/#マ/#ヤ/#ノ} [現場指示]

(71)は、発話より前に話し手が聞き手にこれを持っていくという行為を要求したことがなく、聞き手は、この発話で初めて当該行為の実行を話し手に求められていることを認識するような発話である。(72)も同様である。このような、文脈的な前提が存在しない場合は、ゼロ形式のみが使用される。

また【聞き手利益命令】のうち、次の(73)(74)のような、緊急時といった即座の対応が求められるような場合でもゼロ形式が使われる。これも文脈的な前提が存在しない〔現場指

示] である。

- (73) 火事だ！ニゲテ {ø/#マ/#ヤ/#ノ}  
 (74) 追手が来た！カクレテ {ø/#マ/#ヤ/#ノ}

なお、[現場指示] については、終助詞「ヤ」「ノ」も使用されるが、これらが [現場指示] で使用されるのは、聞き手にすでに一度実行することを求めた行為について、あらためて実行するよう念押しする場合である。このような文脈的な前提が存在する場合には、発話状況が [現場指示] でもゼロ形式は使用されない。

- (75) 忘れずにこれモッティイッテ [#ø] [現場指示]  
 (76) もう言われたかもしれないけど、それよかったです [#ø] [現場指示]  
 (75) は、一度指示したことを忘れずに実行することを要求している、(76) は、すでに誰かに言われているかもしれないということを前提にしているため、発話前に当該行為に関して聞き手が認識しているだろうとする、文脈的な前提が存在している発話である。いずれにおいてもゼロ形式は使用できない。

## 5.まとめ：終助詞間の機能・用法の異同

最後にまとめをかねて、4 節で個別に分析した各終助詞の機能・用法を総合的に見ておこう。最初に 5.1 であらためて 4 節の結果をまとめたあと、5.2 で、同一の発話に異なった終助詞が使用された例を取り上げて、各終助詞の機能・用法の異同について整理する。

### 5.1. 各終助詞の機能・用法

各終助詞の機能・用法の比較に先だって、4 節で分析したそれぞれの終助詞の機能・用法について重要なポイントをあらためて確認すると、表 3 の通りである。

表 3 「マ」「ヤ」「ノ」の機能・用法

形式		機能・用法	
マ		・聞き手の意向～P が現実の状況として存在する命令文の場合に使用される。 ・諦観のニュアンスが生まれる。	
ヤ	ヤ↑	・話し手に聞き手の意向が～P であるという疑念または事実があることを前提とする。 ・話し手の意向を再認識させて行為の実行を念押しする。	話し手のスクリプト P と矛盾する聞き手の意向～P に重点を置く。
	ヤ↑	・話し手に聞き手の意向が～P であるという疑念または事実があることを前提とする。 ・聞き手の意向を再認識させて行為の実行を念押しする。	
	ヤ↓	聞き手の意向～P に対する異議申し立てのニュアンスを強める。	
ノ	ノ↑	・話し手が聞き手の意向～P を前提としない。 ・話し手の意向を再認識させて行為の実行を念押しする。	聞き手の意向を話し手の意向 P に修正することに重点を置く。
	ノ↑	・話し手が聞き手の意向～P を前提としない。 ・聞き手の意向を再認識させて行為の実行を念押しする。	
	ノ↓	現実の状況や聞き手の意向にある～P を話し手の意向 P に修正するよう説得のニュアンスを強める。	
ø		文脈的な前提が存在しない場合に使用される。	

表3で示したように、「ヤ↑／ヤ↑」「ノ↑／ノ↑」の違いは、両者とも聞き手に対して話し手と聞き手のどちらの意向を再認識させているかによるものであった。もともと聞き手が抱いていた意向を認識させる方（ヤ↑／ノ↑）が、話し手の意向を認識させる（ヤ↑／ノ↑）よりも聞き手自らによる行為の実行／非実行を促す意味合いが強くなる。つまり、上昇イントネーションの方が、話し手からの要求の度合いを弱める効果がある。

## 5.2. 各終助詞の機能・用法の異同

次に、同一の発話に異なった終助詞が使用された例を取り上げて、各終助詞の機能・用法の異同を確認しておこう。

(77) そういう時はしゃべってないで早くシテ {マ／ヤ／ノ} [タイミング有非難]

(78) ほら、しゃべってないで早くシテ [ø] [現場指示]

まず(77)の場合は、「マ」が使用されると、しゃべらないで早くしてほしかったという現実の状況を前提として、その行為を実行しなかった聞き手に対して異議を申し立てながらも、発話後も聞き手が行為を改善することはないだろうという話し手の諦観が表れる。「ヤ」を使用すると、しゃべらないで早くしてほしいという話し手の意向に矛盾した聞き手の意向の存在を前提に、聞き手に対する異議申し立てのニュアンスが強くなる。「ノ」を使用した場合には、発話後に聞き手が再びしゃべらずに早くしなければならない機会があることを前提に、次の機会での行為の改善を促す説得のニュアンスが強くなる。(78)の場合は、話し手が聞き手にしゃべらずに早くするという行為を初めて要求する、つまり、発話以前に当該行為の実行に対する文脈的な前提が存在しなかったという発話となる。

このように、金津方言においては、「マ」「ヤ」「ノ」、またゼロ形式がそれぞれ異なる特徴を持ち、それらを使い分けて行為要求を行うことで、そうした表現をより多様なものにすることを可能にしていると考えられる。

## 6. 今後の課題

以上、本稿では、福井県金津方言において、行為要求表現のテ形に接続する終助詞「マ」「ヤ」「ノ」を取り上げてその機能・用法を分析した。その結果、「マ」「ヤ」「ノ」はそれぞれ異なる特徴を持つこと、「マ」は聞き手の意向～Pが現実の状況として存在することを前提に、諦観のニュアンスを生み出すこと、「ヤ」は話し手のスクリプトPと矛盾する聞き手の意向～Pに重点を置くこと、「ノ」は聞き手の意向を話し手の意向Pに修正することに重点を置くこと、などを明らかにした。さらに「ヤ」「ノ」にはイントネーションによる使い分けも見られ、終助詞それぞれの特徴が存在することで、当該方言の行為要求表現のあり方に多様性がもたらされていることがわかった。

一方、残された課題も多い。本稿では、当該方言にある他の行為要求形式を分析していない。そのため、たとえば、他の形式に接続した場合に「マ」は諦観を担うのかの分析や、本稿で分析した結果の、行為要求表現全体のなかでの位置づけはできていない。また、富山県砺波方言で使用される終助詞「マ」「ヤ」との異同を明らかにすることで、金津方言における終助詞の特徴がさらに解明できるようにも思われる。いずれも今後の課題としたい。

【参考文献】

- 井上優 (1993) 「発話における『タイミング考慮』と『矛盾考慮』—命令文・依頼文を例に—」『研究報告集』14, pp. 333–360, 国立国語研究所.
- 井上優 (1995) 「方言終助詞の意味分析—富山県砺波方言の『ヤ／マ』『チャ／ワ』—」『研究報告集』16, pp. 161–184, 国立国語研究所.
- 今尾ゆき子 (2003) 「福井県鯖江市方言における命令表現の形式」『福井大学教育地域科学部紀要 1 人文科学国語学・国文学・中国学編』54, pp. 1–12, 福井大学.
- 沖裕子 (2017) 「談話論からみた松本方言の判断終助詞と通知終助詞」『方言の研究』3, pp. 217–238, 日本方言研究会.
- 国立国語研究所 (1960) 『国立国語研究所報告 18 話しことばの文型 1 対話資料による研究』, <http://doi.org/10.15084/00001230>, (2022-10-15 アクセス)
- 小西いづみ・足立研二・大島英之・高城隆一・田中智章・中鉢絢貴・中澤光平 (2022) 「日琉方言の命令・禁止表現（調査報告）」『日本語学論集』18, pp. 126–186, 東京大学大学院人文社会系研究科国語研究室.
- 渋谷勝己 (2003) 「山形市方言における命令形後接の文末詞ナ・ネ・ヨ」『阪大社会言語学研究ノート』5, pp. 114–127, 大阪大学大学院文学研究科社会言語学研究室.
- 高木千恵 (2009a) 「命令表現」国立国語研究所全国方言調査委員会『方言文法調査ガイドブック 3』, pp. 105–129, 国立国語研究所.
- 高木千恵 (2009b) 「禁止表現」国立国語研究所全国方言調査委員会『方言文法調査ガイドブック 3』, pp. 131–154, 国立国語研究所.
- 田川拓海 (2019) 「独話に現れる愚痴命令文と反事実性」『日本語文法』19–2, pp. 126–134, 日本語文法学会.
- 牧野由紀子 (2008) 「大阪方言における命令形の使用範囲—セエ・シ・シテをめぐって—」『阪大社会言語学研究ノート』8, pp. 55–74, 大阪大学大学院文学研究科社会言語学研究室.
- 牧野由紀子 (2009) 「『大阪方言の命令形』に後接する終助詞ヤ・ナ」『阪大日本語研究』21, pp. 79–108, 大阪大学大学院文学研究科日本語学講座.

---

ばば ひとみ（大阪大学卒業生）